

所有不動産は自宅のみ

生活資金のために家族が売却



夢相統
(東京都中央区)
曾根恵子代表(62)

「家族信託を活用す

るのは収益不動産を所有している人だけではない」と語るのは夢相統の曾根恵子代表。同社で家族信託の組成をサポートした事例の中には、自宅しか不動産を所有していないケースもある。

神奈川県内で130

坪の敷地に立つ自宅に住んでいる80代後半のAさん。夫のBさんは体調を崩して施設に入

り、Aさんは一人暮らしだ。子供は息子Cさんと娘の2人がいるが、東海エリアに住んでいるため頻繁に足を運ぶことはできない。Aさん夫婦には預金がわずかしかなく、自宅を売却して生活資金に充てなければいけなくなる可能性もある。息子のCさんは、自宅を相続しても住むつもりはないため、売却には賛成だった。

しかし、不安だったのは、売却したいとき、父親にその判断能力があるかどうかだ。80代後半でいつ認知症にな

っても不思議ではない。そのため、Cさんの判断で自宅を売却できるように家族信託を組成した。

自宅は一部、母親に贈与され共有名義になっていたため、父親が亡くなったときは、信託契約の地位を母親が継承する内容とした。

「老後の生活資金のために自宅を売却する人は少なくない。ただ、高齢になるにつれ自分の判断が難しくなる。資産規模にかかわらず、今後増えてくるニーズだろう」と曾根代表は語る。

さんに相続したいと考えている。Cさんに代わってBさんが第二ビルの賃貸経営を行い、その収益はCさんが受け取ることが

できるように家族信託を組んだ。兄弟で支え合

ってほしいというAさんの

金融機関も セミナー開催

の思いを家族信託で形にしたというわけだ。

三好不動産の管理部門
務コンサルティングの高橋大貴氏は「家族信託は家主の高齢化リスクを回避する手段の一つ。ほかに、委任状、任意後見人、

一般社団法人家族信託普及協会(東京都中野区)では、セミナー開催や研修会を実施しており、18年は金融機関からのセミナー